

## 障害福祉分野就職支援金貸付申請 必要書類一覧

### 【貸付申請に必要な書類】

以下の書類は、業務従事先に内定した日以降、就労開始後2か月以内に提出してください。

- 介護分野就職支援金・障害福祉分野就職支援金利用計画書（第15号様式-②）
  - ※ 「借入希望金額」の根拠書類（カタログや見積書の写し等）を添付してください。
  - ※ 「借入の目的」は、「生活資金のため」「介護職員初任者研修以上の研修等の受講費用のため」等は不可となります。
- 介護福祉士修学資金等貸付申請書（第1号様式-⑤）
  - ※ 収入印紙（200円）の貼付が必要です（郵便局等で取扱いがあります）。
  - ※ 裏面（2枚目）の連帯保証人記入欄は、連帯保証人本人の署名・押印が必要です。
- 業務従事届（第9号様式）
  - ※ 業務従事先に作成を依頼してください。
- 介護福祉士修学資金等貸付における個人情報の取扱いに係る同意書（第16号様式）
- 介護職員初任者研修以上の研修修了を証明する書類（修了証明書等）の写し
  - 就職と同時に研修を受講する場合、受講期間が分かる書類の写し
- 申請者の住民票抄本（本籍、続柄省略したもの）

### 【連帯保証人が個人の場合に添付する書類】

- 連帯保証人の住民票抄本（本籍、続柄省略したもの）
- 連帯保証人の所得・課税証明書

<注意>連帯保証人となる方は、①独立の生計を営む成人の方であって、②貸付申請時に65歳未満、かつ、③市町村民税が課税されている方としてください。

### 【連帯保証人が法人の場合に添付する書類】

- 登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
- 直近2か年の決算書の写し（総括分のみ）
  - 貸借対照表
  - 事業活動収支計算書又は損益計算書
- 連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類（法人理事会議事録・取締役会議事録の写し等）
- 連帯保証人と申請者との関係を証明する書類（在学証明書、就労（在籍）証明書）

◎ 貸付要領をよくお読みいただき、申請する際は、従事先に内定した日以降、就労開始後2か月以内に上記書類を提出してください。

◎ 貸付けに関する相談、問合せ、申請書類等の提出は、下記照会先までお願いします。

#### 【照会先】

福祉経営支援部 貸付担当  
020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3  
TEL：019-601-7022 FAX：019-637-4255